

第37期

定期株主総会 招集ご通知

2021年4月1日 → 2022年3月31日

■ 開催日時

2022年6月29日（水曜日）午前10時
(受付開始予定時刻：午前9時30分)

■ 開催場所

東京都港区芝公園2丁目5番20号
メルパルク東京 3階 薔薇

■ 決議事項

- 第1号議案 定款の一部変更の件
- 第2号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 ストックオプションとしての新株予約権発行の件

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
(添付書類)	
事業報告	14
連結計算書類	24
計算書類	27
監査報告書	30

株式会社 SDS ホールディングス

証券コード：1711

(証券コード 1711)
2022年6月14日

株 主 各 位

東京都港区東新橋二丁目11番7号
株式会社 S D S ホールディングス
代表取締役社長 伊藤 象二郎

第37期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第37期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。本年は、新型コロナウイルス感染症の感染予防及び感染拡大防止のために、株主様の当日のご来場は見合わせていただきますようお願い申し上げます。

株主様には可能な限り、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示頂くか、当社の指定する議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、2022年6月28日(火曜日)午後6時までに議決権行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具
記

1. 日 時 2022年6月29日 水曜日 午前10時
<受付開始予定期刻：午前9時30分>
2. 場 所 東京都港区芝公園2丁目5番20号
メルパルク東京 3階 薔薇
3. 株主総会の目的事項
(報告事項) 第37期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告・計算書類及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

(決議事項)

- 第1号議案** 定款の一部変更の件
- 第2号議案** 監査等委員でない取締役4名選任の件
- 第3号議案** 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案** ストックオプションとしての新株予約権発行の件

以上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、事業報告、計算書類および連結計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合はインターネット上の当社のウェブサイト（URL <https://shodensya.com/>）において掲載させて頂きます。

事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」、「会社の体制及び方針」、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（URL <https://shodensya.com/>）に掲載していますので、本招集ご通知および添付書類には、記載していません。会計監査人、監査等委員会が監査した連結計算書類、計算書類は、本招集ご通知および添付書類に記載の各書類のほか、上記ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表となります。

## 『新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応について』

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、本年の株主総会においては以下の対応を取らせていただきます。

株主の皆様へは大変なご不便をおかけいたしますが、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

### ＜株主様へのお願い＞

- 株主様の安全確保のため、当日の会場へのご来場は、可能な限りお控えいただきますようお願い申し上げます。
- ご来場される株主様におかれましては、会場内でのマスクの常時ご着用と受付前の手のアルコール消毒にご協力をお願い申し上げます。
- 株主様に発熱や咳等の症状が認められた場合など、ご体調が優れないと判断させていただいた場合は、株主総会運営スタッフがお声掛けのうえ、ご入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。
- 本年は座席の間隔を拡げることから、ご用意できる座席が例年より大幅に減少いたします。当日ご来場いただいても入場を制限させていただく場合がございますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

### ＜株主総会当日の当社の対応について＞

- 株主総会に出席する役員および運営スタッフは、全員マスク着用で対応させていただきます。
- 本株主総会は、例年より開催時間を短縮して行うため、議場における報告事項の詳細な説明については簡略化させていただく場合がございます。
- 本年は、感染リスク低減の観点から、飲料等の提供を控えさせていただきます。
- 今後の状況や政府の発表内容等により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は当社ウェブサイト（URL <https://shodensya.com/>）にて掲載させていただきます。

# 議決権行使のご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

## ■ 株主総会にご出席いただける場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

**開催日時** 2022年6月29日（水曜日）午前10時（受付開始予定時刻：午前9時30分）

**開催場所** メルパルク東京 3階 薔薇

東京都港区芝公園2丁目5番20号

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

## ■ 書面（郵送）で議決権行使される場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示頂き、以下の行使期限までに到着するよう、ご投函ください。

**行使期限** 2022年6月28日（火曜日）午後6時到着分まで有効

## ■ インターネットで議決権行使される場合



パソコン、スマートフォンから以下の議決権行使サイトにアクセスし、同封の議決権行使書に記載しております「ログインID」および「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

**行使期限** 2022年6月28日（火曜日）午後6時入力分まで有効

**議決権行使サイト** <https://evote.tr.mufg.jp/>

# インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

## QRコードを読み取る方法

「ログインID」及び「仮パスワード」を入力することなく議決権行使が可能です。

### 1. 議決権行使書副票(右側)に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は(株)デンソーウェーブの登録商標です。

### 2. 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

- セキュリティの観点からQRコードでのログインは1回のみとなります。  
2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
- スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。  
QRコードでのログインが出来ない場合には、右記ログインID・仮パスワードを入力する方法にて議決権行使を行ってください。

### 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- 郵送とインターネットにより重複して議決権を使いられた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を使いられた場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンで重複して議決権を使いられた場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

### 議決権行使サイトについて

- 毎日午前2時から午前5時までは取扱を休止します。
- インターネットご利用環境、ご加入のサービス及びご使用の機種によっては、ご利用できない場合があります。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は株主様のご負担となりますので、ご了承ください。
- ご不明な点等がございましたら下記へお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027 (フリーダイヤル)  
受付時間 9:00~21:00

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款の一部変更の件

#### 1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1)変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2)変更第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3)株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4)上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容 変更の内容は以下のとおりです。(下線部は変更箇所)

| 現行定款                                                                                                                                                             | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)<br>第14条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 | <削除>                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| <新設>                                                                                                                                                             | (電子提供措置等)<br>第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。<br>2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。                                                                                                                          |
| <新設>                                                                                                                                                             | (附則)<br>1. 現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第14条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。<br>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。<br>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。 |

## 第2号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件

監査等委員でない取締役5名全員が本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について当社の監査等委員会において検討がなされ、各候補者は当社の取締役として適任であるとの意見表明を受けております。監査等委員でない取締役候補者は、下表のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏　　名<br>(生年月日)                  | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所　有　す　る<br>当社株式の数 |
|-------|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1     | 伊藤　とう　しょう　じ　ろう<br>(1976年1月22日生) | 1999年4月 日本グローバル証券(株) 入社<br>2004年11月 三田証券(株) 本店営業部 入社<br>2010年4月 同社 本店営業本部長<br>2013年3月 岡三証券(株) 入社<br>2014年4月 エース証券(株) 入社<br>2015年1月 (株)KACHIEL 入社<br>2017年3月 (株)エストコーポレーション 入社<br>2018年8月 当社 出向 内部監査室長<br>2019年5月 当社 出向 経営企画室長<br>2019年5月 (株)アイ・エヌ・エイチ 代表取締役<br>2019年10月 (株)シリウス 設立 代表取締役就任<br>2020年1月 当社 出向 管理本部経営企画グループ<br>2021年6月 当社 代表取締役社長（現任）<br>2021年6月 (株)省電舎 代表取締役社長（現任）<br>2022年4月 (株)イエローキャピタルオーケストラ 取締役（現任） | 一株                |
| 2     | 小野　おの　さわ　あゆみ<br>(1976年6月27日生)   | 2000年3月 (株)Human21 入社<br>2012年8月 (株)新東京グループ 取締役管理部長（現任）<br>2018年8月 (株)新東京トレーディング 代表取締役<br>2022年2月 エイチビー(株) 代表取締役（現任）                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 一株                |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)             | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                     | 所持する<br>当社株式の数 |
|-------|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3     | 関 原 龍也<br>(1974年7月12日生)  | 1998年8月 司法書士篠塚事務所 入所<br>2000年12月 司法書士天川合同事務所 入所<br>2011年1月 オフィスランディック(株) 入社<br>2015年9月 トゥーライフ合同会社 設立 代表社員<br>(現任)<br>2020年8月 (株)新東京グループ 監査役<br>2021年10月 (株)シントウキヨウグロースキャピタル代表<br>取締役 (現任)                                                         | 一株             |
| 4     | 吉 岡 一 則<br>(1955年3月11日生) | 1973年4月 横浜銀行 入行<br>1996年4月 同行 上永谷支店長<br>2003年1月 ジャパンニューアルファー(株) 出向<br>2006年1月 (株)アクシャル 専務取締役<br>2014年7月 三晃商事(株) 常務取締役<br>2017年7月 (株)横浜振興 営業部長<br>2021年1月 スカイヨコハマ(株) 取締役副社長 (現任)<br>2021年6月 当社 取締役 (現任)<br>2022年4月 (株)イエローキャピタルオーケストラ 取締<br>役 (現任) | 一株             |

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 「所有する当社株式の数」については、2022年3月31日現在の所有株式数を記載しております。  
 3. 当社は役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者の選任が承認された場合、当該保険契約に基づき被保険者となります。なお、当該保険契約の概要等は事業報告20頁をご参照ください。  
 4. 取締役候補者の選任理由  
 (1) 伊藤象二郎氏は、証券業界での豊富な経験と実績を有しており、2018年より当社の内部管理体制の強化に貢献してきました。また2019年より当社の経営企画室長として新規事業の開拓及び資金調達等を実現してまいりました。今後も、省エネルギー業界のパイオニアとして、カーボンゼロの実現を牽引する人材と考え、引き続き選任をお願いするものであります。  
 (2) 小野澤歩氏は、上場企業の管理部門での経験が豊富であり、不動産業界にも精通していることから、選任をお願いするものであります。  
 (3) 関原龍也氏は、長年不動産業界に携わっており、省エネルギー事業と不動産事業の融合に精通していることから、選任をお願いするものであります。  
 (4) 吉岡一則氏は、金融業界での広い見識と経験や企業経営者としての豊富な経験と人脈を有しており、当社企業価値最大化の実現に寄与する人材と判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員が本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、下表のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)             | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                               | 所有する<br>当社株式の数 |
|-------|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | もり 森 雅 俊<br>(1953年3月5日生) | 1976年4月 千葉銀行 入行<br>1996年2月 同行 関宿支店長<br>2002年6月 同行 事務企画部長<br>2006年6月 同行 執行役員 船橋支店長<br>2013年5月 (株)ベイエフエム非常勤監査役 (現任)<br>2017年9月 公益財団法人綿貫国際奨学財団 評議員 (現任)<br>2019年4月 平山建設(株) 顧問<br>2021年6月 当社取締役 (社外)<br>2021年6月 (株)省電舎 監査役 (現任) | 一株             |
| 2     | ささき 健郎<br>(1982年8月14日生)  | 2005年5月 さくら綜合事務所 入所<br>2010年2月 新日本監査法人 (現:EY新日本有限責任監査法人) 入所<br>2014年1月 (株)マネージポート会計事務所 設立 代表取締役 (現任)                                                                                                                        | 一株             |
| 3     | かねこ 幸香里<br>(1988年8月2日生)  | 2014年3月 中央大学法科大学院 卒業<br>2016年12月 最高裁判所司法研修所終了 (69期)<br>2016年12月 弁護士法人ルネサンス 本部 小江戸川越法律事務所 入所 (現任)                                                                                                                            | 一株             |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 「所有する当社株式の数」については、2022年3月31日現在の所有株式数を記載しております。  
 3. 森雅俊氏、佐々木健郎氏、金古幸香里氏は、社外取締役（監査等委員）候補者であります。各候補者の選任が承認された場合、当社定款の規定に基づき、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約における賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。  
 4. 当社は役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者の選任が承認された場合、当該保険契約に基づき被保険者となります。なお、当該保険契約の概要等は事業報告20頁をご参照ください。  
 5. 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割  
     (1) 森雅俊氏は、金融業界での広い見識と経験や、企業経営者としての豊富な経験を通して、取締役会における経営判断及び意思決定の過程において、重要な役割を果たしていただけるものと判断したため、監査等委員として選任をお願いするものであります。  
     (2) 佐々木健郎氏は、公認会計士及び税理士として企業会計に関する知識が豊富であり、また、東日本大震災によって被災した企業の事業再生を長きにわたり経験していることから選任をお願いするも

のあります。

- (3) 金古幸香里氏は、弁護士として民事事件から企業法務まで広く携わっており、今後は企業法務を中心活動していく予定であることから選任をお願いするものであります。
6. 当社は、森雅俊氏、佐々木健郎氏、金古幸香里氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
7. 森雅俊氏は、現に当社の社外取締役であり、在任期間は本総会終結の時をもって1年になります。

#### 第4号議案 ストックオプションとしての新株予約権発行の件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社完全子会社の取締役（社外取締役を含む。）及び使用人に対して無償にて発行するストックオプションとしての新株予約権に関する募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、本議案は、2018年6月27日開催の第33期定時株主総会において年額100,000千円以内とする旨ご承認いただきました当社取締役（監査等委員を除く。）の報酬額の範囲内で、会社法第361条第1項第4号の規定に基づき当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬等として以下の要領の新株予約権を付与することにつきましても、あわせてご承認をお願いするものであります。

本新株予約権は、これを割り当てられた当社及び当社完全子会社の取締役等が、当社の株価上昇によるメリットと株価下落によるリスクを株主の皆様と共有することとなり、当社の業績向上及び企業価値向上に対する意欲や士気を一層高める効果が期待されることから、相当なものであると考えております。なお、現在の当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）は4名であり、第2号議案のご承認が得られますと、本議案の対象となる当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）は4名となります。

##### I. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社を含む当社グループの業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めること等を目的として、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社完全子会社の取締役及び使用人に対し、ストックオプションとしての新株予約権を無償で発行いたしたいと存じます。

##### II. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限及び金銭の払込みの要否

###### 1. その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記Ⅲ.に定める内容の新株予約権5,000個を上限とする。このうち、当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に割り当てる新株予約権は、4,000個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数は、当社普通株式500,000株を上限とし、下記Ⅲ.1.により付与株式数（以下に定義される）が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。また、当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の新株予約権の行使により交付を受けることができる株式の数は、当社普通株式400,000株を上限とする。なお、報酬等として当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対し発行する新株予約権の額は、割当日において算定した上記新株予約権1個当たりの公正価額に、当社取締役に割り当てる新株予約権の総数をそれぞれ乗じることにより算定するものとする。上記新株予約権1個当たりの公正価額とは、一般的なオプション価値算定モデルであるブラック・ショールズ・モデルを用いて算定した公正な評価単価に基づくものとする。

###### 2. その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

### III. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

#### 1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数は、株式会社 SDS ホールディングス（以下「当社」という）の普通株式 100 株（以下「付与株式数」という）とする。なお、当社が、当社普通株式について株式の分割、株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を取り、適用される法律に従って、次の算式により付与株式数を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割、株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の目的である当社普通株式の数についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる 1 株未満の当社普通株式の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \frac{1}{\text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}$$

本要項において、「株式無償割当ての比率」とは、(i)「調整後付与株式数」が適用される日における当社の普通株式の発行済株式総数（ただし、当社が保有する自己株式の数を除く）を、(ii)「調整後付与株式数」が適用される日の前日における当社の普通株式の発行済株式総数（ただし、当社が保有する自己株式の数を除く）で除した割合をいうものとする。

#### 2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とする。

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という）の平均値（1 円未満の端数は切り上げる）又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。

また、当社が、当社普通株式について株式の分割、株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を取り、適用される法律に従って、次の算式により行使価額を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割、株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の行使価額についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}$$

#### 3. 本新株予約権を行使することができる期間

割当日から付与決議日後 10 年を経過する日まで。

#### 4. 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本の額は、会社計算規則 第 17 条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記 (1) 記載の資本金等増加限度額から上記 (1) に定める増加する資本の額を減じた額とする。

#### 5. 譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

## 6. 当社による本新株予約権の取得

- (1) (a) 当社が消滅会社となる合併契約書、(b) 当社が完全子会社となる株式交換契約書若しくは株式移転計画、又は(c) 当社が分割会社となる吸収分割契約書若しくは新設分割計画（ただし、当社の全て又は実質的に全ての資産を承継させる場合に限る）が当社の株主総会で承認されたとき（当社の株主総会による承認が不要な場合には、当社取締役会決議で承認されたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- (2) 当社と本新株予約権者の間で締結する契約の定めにより本新株予約権を行使することができなくなつたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

## 7. 合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転時の新株予約権の交付及びその条件

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する）を行う場合は、かかる組織再編行為の効力発生の時点において行使されていない本新株予約権の本新株予約権者に対し、当該本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「承継会社」と総称する）の新株予約権を次の条件に基づき交付するものとする。ただし、かかる承継会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

### (1) 交付する承継会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。

### (2) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の種類 承継会社の普通株式とする。

### (3) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。

### (4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (i) 上記2.に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される1株当たりの価額に、(ii) 交付する新株予約権1個当たりの目的である承継会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

### (5) 交付する新株予約権の行使期間 組織再編行為の効力発生日から行使期間満了日までとする。

### (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限 上記5.に定めるところと同様とする。

## 8. 本新株予約権の行使により発生する端数の処理

本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものとする。

## 9. 本新株予約権にかかる新株予約権証券は発行しない。

## 10. その他

会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる

以上

(添付書類)

## 事業報告

(2021年4月1日から)  
(2022年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度の国内経済は、年度後半には、新型コロナウイルス感染症の影響が徐々に緩和されてきたものの、原材料価格の上昇や供給面での制約という厳しい経営環境が継続し、民間設備投資の回復に、足踏みが見られました。

このような状況の中、当社は昨年、社名を「SDSホールディングス」に変え、「私たちを取り巻く脅威に対処し、遠い未来・近い将来・今の社会に貢献する」ことを経営理念として活動して参りました。地球温暖化・災害・衛生リスクという3つの脅威に対し、省エネルギー設備の導入、その他施設改修等のソリューションに加え、当期からは衛生関連事業を開始し、グループをあげて受注活動を行って参りました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は、1,034百万円（前連結会計年度比190百万円増）となりました。損益に関しましては、販売費及び一般管理費が434百万円（前連結会計年度比1百万円減）となり、営業損失260百万円（前連結会計年度 営業損失252百万円）、経常損失298百万円（前連結会計年度 経常損失272百万円）となりました。純損益に関しましては、主に、土地開発案件に係る和解金17百万円と減損損失17百万円の特別損失の計上により、親会社株主に帰属する当期純損失333百万円（前連結会計年度 親会社株主に帰属する当期純損失348百万円）となりました。

なお、当社グループは「省エネルギー関連事業」の単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。

**(2) 設備投資の状況**

該当事項はありません。

**(3) 資金調達の状況**

2020年9月28日に発行した第7回新株予約権の行使が2021年5月31日、2021年8月30日及び2021年12月27日に行われ297,472千円を調達いたしました。また2021年12月20日にSDGsキャピタル有限責任事業組合を引受先とする第三者割当増資を行い165,800千円の調達を行いました。また2021年12月20日に発行した第8回新株予約権が2022年1月27日、2022年2月25日、2022年3月15日、2022年3月25日、2022年3月31日に行使が行われ429,000千円を調達いたしました。今後、全てが行使された場合には221,000千円を調達できる見込みであります。今後も、財務体質改善のために、将来的な増資の可能性も考慮しつつ、借入金を含めた資金調達の協議を進めております。

**(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況**

該当事項はありません。

**(5) 他の会社の事業の譲り受けの状況**

該当事項はありません。

**(6) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得又は処分の状況**  
該当事項はありません。

**(7) 対処すべき課題**

① コーポレート・ガバナンスの充実

当社は、企業価値を向上させ、株主利益を最大化するとともに、ステークホルダーと良好な関係を築いていくためには、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠であると認識しております。当社では、当社グループのコーポレート・ガバナンスのあり方について、独立役員3名（社外取締役監査等委員）を選任して客観的かつ中立的な視点から経営監視をお願いすることなどにより、コーポレート・ガバナンスの充実を図っておりますが、社外役員への情報提供のより一層の充実を図るなど、今後も、持株会社として、グループ各社のコーポレート・ガバナンスを徹底することで、連結経営の基盤強化、企業体質の健全性を高めてまいります。

② 財務基盤の強化

当社は、長年に渡る事業赤字の計上により、2022年3月末における連結純資産は596百万円まで棄損しており、経営成績のみによる連結純資産の急速な回復は困難な状況であります。このため、当社グループが、業容拡大、収益力の強化を推し進めるためには、著しく減少している連結純資産の増強が喫緊の課題であり、早期に新株発行による増資を行い、連結純資産の増強を目指します。

③ 低コスト体制の徹底

企業間競争が進む中で、低コスト体制の徹底は極めて重要な課題と認識しております。当社グループでは、コスト管理に注力を続け、低コスト体制の強化に取り組んでまいります。

④ 人材の確保・育成

業績の回復、業容の拡大及び経営体質の強化を図っていく上で、優秀な人材の確保・育成は極めて重要なものと認識しております。そこで、当社グループは、社員のスキル育成のための効果的な仕組みを構築するとともに、省エネルギー・システム、設備構築を確実にマネジメントし、技術的な問題等を理解し、解決できる人材については積極的に確保を図ってまいります。

⑤ 事業基盤の強化

当社グループでは、常に進展する技術等に対応し、より幅広い顧客層を開拓するため、パートナー企業とのより強固な連携が課題となっております。特に、商材の開発及び顧客開拓においては、これまでの業務提携先、取引先等と積極的な事業協力をやってまいります。

## (8) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区分                 | 期別<br>第34期<br>2019年3月期 | 第35期<br>2020年3月期 | 第36期<br>2021年3月期 | 第37期<br>(当連結会計年度)<br>2022年3月期 |
|--------------------|------------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 売上高(千円)            | 1,280,341              | 2,273,085        | 844,454          | 1,034,970                     |
| 経常損失(△)(千円)        | △399,757               | △171,102         | △272,124         | △298,344                      |
| 親会社株主に帰属する当期純損失(△) | △161,314               | △359,630         | △348,374         | △333,788                      |
| 1株当たり当期純損失(△)(円・銭) | △56.80                 | △85.58           | △73.31           | △55.15                        |
| 総資産(千円)            | 1,995,055              | 731,377          | 277,349          | 921,661                       |
| 純資産(千円)            | 495,449                | 19,272           | 39,184           | 596,609                       |
| 1株当たり純資産額(円・銭)     | 90.26                  | 4.59             | 6.61             | 73.95                         |

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日) 及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2020年3月31日) を当連結会計年度の期首から適用しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

| 区分                 | 期別<br>第34期<br>2019年3月期 | 第35期<br>2020年3月期 | 第36期<br>2021年3月期 | 第37期<br>(当事業年度)<br>2022年3月期 |
|--------------------|------------------------|------------------|------------------|-----------------------------|
| 売上高(千円)            | (注) 70,974             | 62,941           | 44,653           | 47,540                      |
| 経常損失(△)(千円)        | △250,711               | △209,761         | △345,414         | △321,834                    |
| 当期純損失(△)(千円)       | △119,029               | △430,537         | △348,374         | △475,171                    |
| 1株当たり当期純損失(△)(円・銭) | △41.91                 | △102.46          | △73.31           | △78.51                      |
| 総資産(千円)            | 512,505                | 334,418          | 76,496           | 531,855                     |
| 純資産(千円)            | 450,187                | 19,272           | 39,184           | 455,226                     |
| 1株当たり純資産額(円・銭)     | 107.13                 | 4.59             | 6.61             | 56.39                       |

(注) 当社において、第35期より表示方法の変更を行っており、第34期の売上高については、遡及処理後の数値を記載しております。

## (9) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

| 会社名     | 資本金       | 当社の議決権比率 | 主要な業務内容                                 |
|---------|-----------|----------|-----------------------------------------|
| 株式会社省電舎 | 百万円<br>20 | %<br>100 | 省エネルギー関連設備導入における企画、設計、販売、施工及びコンサルティング業務 |

## (10) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

| 事業区分       | 事業内容                |
|------------|---------------------|
| 省エネルギー関連事業 | 省エネルギー事業及び導入機器の販売業務 |

## (11) 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

|         |       |
|---------|-------|
| 当社      | 東京都港区 |
| 株式会社省電舎 | 東京都港区 |

## (12) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

- ①企業集団の従業員の状況

|            | 従業員数   | 対前連結会計年度末比増減 |
|------------|--------|--------------|
| 省エネルギー関連事業 | 16名(5) | 3名 減         |
| 共通         | 8名(2)  | 一名           |
| 合計         | 24名(7) | 3名 減         |

(注) 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を記載しております。

- ②当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前事業年度比増減 | 平均年齢   | 平均勤続年数 |
|------|----------|--------|--------|
| 8名   | 一名       | 50.75歳 | 4.15年  |

## (13) 主な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 8,052,773株
- (3) 株 主 数 2,700名
- (4) 大株主 (上位10名)

| 株 主 名                 | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|-----------------------|------------|---------|
| 吉 野 勝 秀               | 1,499,600株 | 18.62%  |
| 佐 々 木 和 博             | 1,000,000株 | 12.41%  |
| S D G s キャピタル有限責任事業組合 | 892,800株   | 11.08%  |
| 中 村 健 治               | 715,400株   | 8.88%   |
| 井 元 義 昭               | 714,500株   | 8.87%   |
| 楽 天 証 券 株 式 会 社       | 695,500株   | 8.63%   |
| 株 式 会 社 S B I 証 券     | 200,100株   | 2.48%   |
| 日 本 証 券 金 融 株 式 会 社   | 81,600株    | 1.01%   |
| 大 和 証 券 株 式 会 社       | 56,600株    | 0.70%   |
| 野 村 証 券 株 式 会 社       | 54,387株    | 0.67%   |

(注) 持株比率は自己株式(62株)を控除して計算しております。

### (5) 当該事業年度中に職務執行の対価として交付した株式の状況

該当事項はありません。

### (6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 会社役員の状況（2022年3月31日現在）

#### (1) 取締役の状況

| 氏名     | 会社における地位 | 担当および重要な兼職の状況                                                         |
|--------|----------|-----------------------------------------------------------------------|
| 伊藤 象二郎 | 代表取締役社長  | —                                                                     |
| 井元 義昭  | 取締役会長    | (株)ハウスセゾン 代表取締役社長                                                     |
| 千葉 恵介  | 取締役      | 弁護士法人ほくと総合法律事務所 パートナー<br>(株)省電舎 取締役                                   |
| 吉岡 一則  | 取締役      | スカイヨコハマ(株) 取締役副社長                                                     |
| 森 雅俊   | 取締役      | (株)ベイエフエム 非常勤監査役<br>公益財団法人綿貫国際奨学財団 評議員<br>(株)金太郎ホーム 顧問                |
| 山田 勝重  | 取締役監査等委員 | (株)デルソーレ 監査役<br>日本メディカルビジネス(株) 社外監査役<br>放送大学 客員教授<br>(株)スーパーナース 社外監査役 |
| 原口 稔   | 取締役監査等委員 | —                                                                     |
| 佐塚 卓   | 取締役監査等委員 | 株式会社アクセルコンサルティング、アクセル会計<br>事務所 パートナー                                  |

- (注) 1. 取締役森雅俊氏、山田勝重氏、原口稔氏および佐塚卓氏は、会社法施行規則第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役原口稔氏は、エネルギー事業を中心とする関連企業において要職を務められるなど、会社経営を監査するのに充分な見識を有していることから、内部管理体制の一層の強化を目的として、2019年11月20日付で常勤監査等委員に就任しております。
3. 取締役山田勝重氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役佐塚卓氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、当社及び当社子会社である株式会社省電舎のすべての取締役および 監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は、全額会社が負担しております。  
当該保険契約では、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。

## (2) 取締役の報酬等の総額等

| 区分            | 支給人員 | 報酬等の種類別の額 |         |        | 計        | 摘要                    |
|---------------|------|-----------|---------|--------|----------|-----------------------|
|               |      | 基本報酬      | 業績運動報酬等 | 非金銭報酬等 |          |                       |
| 取締役（監査等委員を除く） | 7名   | 32,600千円  | —       | —      | 32,600千円 | うち社外取締役1名<br>1,800千円  |
| 取締役（監査等委員）    | 3名   | 12,750千円  | —       | —      | 12,750千円 | うち社外取締役3名<br>12,750千円 |
| 計             | 10名  | 45,350千円  | —       | —      | 45,350千円 |                       |

### イ. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役（監査等委員を除く）の金銭報酬の額は、2018年6月27日開催の第33期定期株主総会において年額100,000千円以内と決議し、また、当社取締役（監査等委員）の金銭報酬の額は、同株主総会において年額30,000千円以内と決議しております。当該定期株主総会終結時の取締役（監査等委員を除く）の員数は4名、取締役（監査等委員）の員数は3名です。

### ロ. 取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

当社は、取締役（監査等委員を除く。以下、本項において同じ。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という）について、経営会議にて検討・協議したうえで、2021年2月19日開催の取締役会において決議いたしました。

決定方針の概要は、以下のとおりです。

- ・当社の取締役（監査等委員を除く）の報酬については、固定報酬としての基本報酬のみとし、基本報酬は、月毎の固定報酬とし、当社グループの業績、各取締役の担当職務及び成果、貢献度等を総合的に勘案して決定するものとする。
- ・個人別の報酬額については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、代表取締役が原案を作成し、監査等委員会の意見を踏まえて、取締役会決議により決定するものとする。

当社の当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、当社グループの業績、各取締役の担当職務及び成果、貢献度等を総合的に勘案して、月毎の固定報酬として代表取締役が原案を作成し、監査等委員会に提出してその審議を経た後に、取締役会において、監査等委員である取締役全員の賛成も得たうえで決定していることから、その内容は、決定方針に沿うものであると判断しております。

### (3) 社外役員に関する事項

#### イ. 社外役員の兼任の状況（他の法人等の業務執行者又は社外役員である場合）

| 氏名    | 兼任先および兼任内容                                          | 兼任先と当社との取引関係                   |
|-------|-----------------------------------------------------|--------------------------------|
| 山田 勝重 | 株式会社デルソーレ 監査役<br>日本メディカルビジネス株式会社 社外監査役<br>放送大学 客員教授 | 当社と当該他の法人等の関係で記載すべき当該事項はありません。 |
| 佐塚 卓  | 佐塚公認会計士事務所 代表<br>株式会社アクセルコンサルティング、アクセル会計事務所 パートナー   | 当社と当該他の法人等の関係で記載すべき当該事項はありません。 |

#### ロ. 社外役員の主な活動状況

| 氏名    | 地位                 | 主な活動状況・期待役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 森 雅俊  | 社外取締役              | 当事業年度に開催された取締役会21回のうち17回に出席いたしました。取締役会において、金融業界での広い見識と豊かな経験を活かし、中立かつ客観的観点から適宜意見等も述べており、当社の企業価値最大化の実現にあたり重要な役割を果たしております。                                                                                                                                                               |
| 山田 勝重 | 社外取締役<br>(監査等委員)   | 当事業年度に開催された取締役会21回のうち19回に出席し、監査等委員会14回のうち11回に出席いたしました。取締役会及び監査等委員会において、企業法務に関する豊かな専門知識と豊富な実務経験を活かして中立かつ客観的観点から適宜説明を求め意見等も述べており、取締役の職務執行の監督にあたり重要な役割を果たしております。                                                                                                                         |
| 原口 稔  | 社外取締役<br>(常勤監査等委員) | 当事業年度に開催された取締役会21回のうち18回に出席し、監査等委員会14回のうち12回に出席いたしました。取締役会及び監査等委員会において、事業会社における経営者としての豊富な知識・経験等に基づき中立かつ客観的観点から適宜説明を求め意見等も述べております。また、同氏は、2019年11月20日付で常勤監査等委員に就任しました。これに伴い、上記会議体への出席に加えて、各部門への監査等委員監査を積極的に行い、管理本部、内部監査室との連携が強化され、監査等委員監査の実効性の強化につながっており、取締役の職務執行の監督にあたり重要な役割を果たしております。 |
| 佐塚 卓  | 社外取締役<br>(監査等委員)   | 当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回に出席し、監査等委員会14回のうち14回に出席いたしました。取締役会及び監査等委員会において、公認会計士としての財務及び会計の高い見識と豊富な知識・経験等に基づき中立かつ客観的観点から適宜説明を求め意見等も述べており、取締役の職務執行の監督にあたり重要な役割を果たしております。                                                                                                                   |

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

アルファ監査法人

(注) 当社の会計監査人でありましたやまと監査法人は、2021年6月25日開催の第36回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| 提出会社                                | アルファ監査法人 | やまと監査法人 | 支払額合計    |
|-------------------------------------|----------|---------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 20,000千円 | —       | 20,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 22,000千円 | —       | 22,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区別できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。  
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。  
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、監査受託のための予備調査についての対価2,000千円を支払っております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

- 
- (注) 1. 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨て、その他の数値については単位未満を四捨五入しております。  
2. 売上高等の記載金額には消費税等は含まれておりません。

# 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資産の部            |                | 負債の部            |                |
|-----------------|----------------|-----------------|----------------|
| 科目              | 金額             | 科目              | 金額             |
| <b>流動資産</b>     | <b>899,117</b> | <b>流動負債</b>     | <b>271,826</b> |
| 現金及び預金          | 469,076        | 買掛金             | 11,224         |
| 売掛金             | 312,100        | 未払金             | 234,090        |
| 原材料             | 1,041          | 前受金             | 6,964          |
| 前払金             | 55,000         | 未払法人税等          | 13,619         |
| 前払費用            | 12,139         | その他の負債          | 5,927          |
| その他の流動資産        | 49,758         |                 |                |
|                 |                | <b>固定負債</b>     | <b>53,225</b>  |
|                 |                | 長期未払金           | 47,000         |
|                 |                | 資産除去債務          | 5,757          |
|                 |                | 繰延税金負債          | 467            |
| <b>固定資産</b>     | <b>22,544</b>  | <b>負債合計</b>     | <b>325,051</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>22,544</b>  | <b>純資産の部</b>    |                |
| 投資有価証券          | 1,776          | <b>株主資本</b>     | <b>594,428</b> |
| 敷金              | 20,319         | 資本金             | 1,882,369      |
| 破産更生債権等         | 10,308         | 資本剰余金           | 1,980,348      |
| その他の投資その他の資産    | 448            | 利益剰余金           | △3,268,237     |
| 貸倒引当金           | △10,308        | 自己株式            | △52            |
|                 |                | その他の包括利益累計額     | 1,058          |
|                 |                | その他有価証券評価差額金    | 1,058          |
|                 |                | <b>新株予約権</b>    | <b>1,122</b>   |
|                 |                | <b>純資産合計</b>    | <b>596,609</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>921,661</b> | <b>負債・純資産合計</b> | <b>921,661</b> |

# 連 結 損 益 計 算 書

(2021年4月1日から)  
(2022年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額    |  |  |           |
|-----------------------|--------|--|--|-----------|
| 売 上 高                 |        |  |  | 1,034,970 |
| 売 上 原 価               |        |  |  | 861,641   |
| 売 上 総 利 益             |        |  |  | 173,328   |
| 販売費及び一般管理費            |        |  |  | 434,023   |
| 營 業 損 失               |        |  |  | 260,694   |
| 營 業 外 収 益             |        |  |  |           |
| 受 取 配 当 金             | 24     |  |  |           |
| 受 取 保 険 金             | 15     |  |  |           |
| 還 付 消 費 税 等           | 32     |  |  |           |
| そ の 他                 | 21     |  |  | 94        |
| 營 業 外 費 用             |        |  |  |           |
| 株 式 交 付 費             | 37,381 |  |  |           |
| そ の 他                 | 363    |  |  | 37,744    |
| 経 常 損 失               |        |  |  | 298,344   |
| 特 別 利 益               |        |  |  |           |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 22     |  |  | 22        |
| 特 別 損 失               |        |  |  |           |
| 減 損 損 失               | 17,336 |  |  |           |
| 和 解 金                 | 17,000 |  |  | 34,336    |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失 |        |  |  | 332,658   |
| 法人税、住民税及び事業税          |        |  |  | 1,130     |
| 当 期 純 損 失             |        |  |  | 333,788   |
| 親会社株主に帰属する当期純損失       |        |  |  | 333,788   |

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から)  
(2022年3月31日まで)

(単位：千円)

|                     | 株 主 資 本   |           |            |         |             |
|---------------------|-----------|-----------|------------|---------|-------------|
|                     | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金  | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当期首残高               | 1,434,776 | 1,532,755 | △2,934,449 | △52     | 33,029      |
| 当期変動額               |           |           |            |         |             |
| 新 株 の 発 行           | 81,250    | 81,250    |            |         | 162,500     |
| 新株の発行（新株予約権の行使）     | 366,343   | 366,343   |            |         | 732,686     |
| 親会社株主に帰属する当期純損失     |           |           | △333,788   |         | △333,788    |
| 新株予約権の発行            |           |           |            |         | —           |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） |           |           |            |         | —           |
| 当期変動額合計             | 447,593   | 447,593   | △333,788   | —       | 561,398     |
| 当期末残高               | 1,882,369 | 1,980,348 | △3,268,237 | △52     | 594,428     |

|                     | その他の包括利益累計額   |               | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|---------------------|---------------|---------------|-----------|-----------|
|                     | その他の有価証券評価差額金 | その他の包括利益累計額合計 |           |           |
| 当期首残高               | 2,118         | 2,118         | 4,036     | 39,184    |
| 当期変動額               |               |               |           |           |
| 新 株 の 発 行           |               |               |           | 162,500   |
| 新株の発行（新株予約権の行使）     |               |               | △6,214    | 726,472   |
| 親会社株主に帰属する当期純損失     |               |               |           | △333,788  |
| 新株予約権の発行            |               |               | 3,300     | 3,300     |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △1,059        | △1,059        |           | △1,059    |
| 当期変動額合計             | △1,059        | △1,059        | △2,914    | 557,424   |
| 当期末残高               | 1,058         | 1,058         | 1,122     | 596,609   |

# 貸 借 対 照 表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |                | 負 債 の 部         |                |
|-----------------|----------------|-----------------|----------------|
| 科 目             | 金 額            | 科 目             | 金 額            |
| <b>流動資産</b>     | <b>472,094</b> | <b>流動負債</b>     | <b>70,404</b>  |
| 現金及び預金          | 373,059        | 買掛金             | 4,620          |
| 売掛金             | 2,849          | 未払金             | 47,132         |
| 原材料             | 1,041          | 未払費用            | 774            |
| 立替金             | 1,493          | 未払法人税等          | 13,439         |
| 前払金             | 55,000         | 預り金             | 1,251          |
| 前払費用            | 8,778          | 前受収益            | 920            |
| 未収消費税等          | 11,331         | その他             | 2,264          |
| その他の            | 20,009         |                 |                |
| 貸倒引当金           | △1,467         |                 |                |
|                 |                | <b>固定負債</b>     | <b>6,225</b>   |
|                 |                | 資産除去債務          | 5,757          |
|                 |                | 繰延税金負債          | 467            |
|                 |                | <b>負債合計</b>     | <b>76,629</b>  |
|                 |                | <b>純資産の部</b>    |                |
| <b>固定資産</b>     | <b>59,761</b>  | <b>株主資本</b>     | <b>453,045</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>59,761</b>  | 資本金             | 1,882,369      |
| 投資有価証券          | 1,776          | 資本剰余金           | 1,980,348      |
| 敷金及び保証金         | 20,319         | 資本準備金           | 1,689,549      |
| 破産更生債権          | 10,308         | その他資本剰余金        | 290,799        |
| 長期前払金           | 37,400         | 利益剰余金           | △3,409,620     |
| その他の            | 265            | その他利益剰余金        | △3,409,620     |
| 貸倒引当金           | △10,308        | 繰越利益剰余金         | △3,409,620     |
| <b>資産合計</b>     | <b>531,855</b> | 自己株式            | △52            |
|                 |                | 評価・換算差額等        | 1,058          |
|                 |                | その他有価証券評価差額金    | 1,058          |
|                 |                | 新株予約権           | 1,122          |
|                 |                | <b>純資産合計</b>    | <b>455,226</b> |
|                 |                | <b>負債・純資産合計</b> | <b>531,855</b> |

# 損益計算書

(2021年4月1日から)  
(2022年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額     |
|-----------------------|---------|
| 売 上 高                 | 47,540  |
| 売 上 原 価               | 23,310  |
| 売 上 総 利 益             | 24,229  |
| 販売費及び一般管理費            |         |
| 役 員 報 酬               | 45,350  |
| 給 料 及 び 手 当           | 45,962  |
| 賃 借 料                 | 19,325  |
| 支 払 報 酬               | 49,149  |
| 支 払 手 数 料             | 11,893  |
| 減 働 償 却 費             | 97      |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額       | 80,951  |
| そ の 他                 | 59,556  |
| 營 業 損 失               | 312,286 |
| 營 業 外 収 益             | 288,056 |
| 受 取 利 息               | 3,901   |
| そ の 他                 | 65      |
| 營 業 外 費 用             | 3,966   |
| 株 式 交 付 費             | 37,381  |
| そ の 他                 | 363     |
| 經 常 損 失               | 37,744  |
| 特 別 利 益               | 321,834 |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 22      |
| 特 別 損 失               | 22      |
| 減 働 損 失               | 17,336  |
| 貸 倒 損 失               | 135,073 |
| 税 引 前 当 期 純 損 失       | 152,409 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 474,221 |
| 当 期 純 損 失             | 950     |
|                       | 475,171 |

## 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から)  
(2022年3月31日まで)

(単位：千円)

| 資本金                 | 株主資本      |           |         |           |            |            |     |          |
|---------------------|-----------|-----------|---------|-----------|------------|------------|-----|----------|
|                     | 資本剰余金     |           |         | 利益剰余金     |            | 自己株式       | 株資合 | 主本計      |
|                     | 資本準備金     | その他資本剰余金  | 資剰余本金計  | その他利益剰余金  | 利益剰余金合計    |            |     |          |
| 当期首残高               | 1,434,776 | 1,241,956 | 290,799 | 1,532,755 | △2,934,449 | △2,934,449 | △52 | 33,029   |
| 当期変動額               |           |           |         |           |            |            |     |          |
| 新株の発行               | 81,250    | 81,250    |         | 81,250    |            |            |     | 162,500  |
| 新株の発行（新株予約権の行使）     | 366,343   | 366,343   |         | 366,343   |            |            |     | 732,686  |
| 当期純損失               |           |           |         |           | △475,171   | △475,171   |     | △475,171 |
| 新株予約権の発行            |           |           |         |           |            |            |     |          |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） |           |           |         |           |            |            |     |          |
| 当期変動額合計             | 447,593   | 447,593   | —       | 447,593   | △475,171   | △475,171   | —   | 420,015  |
| 当期末残高               | 1,882,369 | 1,689,549 | 290,799 | 1,980,348 | △3,409,620 | △3,409,620 | △52 | 453,045  |

|                     | 評価・換算差額等         |                | 新株予約権  | 純資産合計    |
|---------------------|------------------|----------------|--------|----------|
|                     | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |        |          |
| 当期首残高               | 2,118            | 2,118          | 4,036  | 39,184   |
| 当期変動額               |                  |                |        |          |
| 新株の発行               |                  |                |        | 162,500  |
| 新株の発行（新株予約権の行使）     |                  |                | △6,214 | 726,472  |
| 当期純損失               |                  |                |        | △475,171 |
| 新株予約権の発行            |                  |                | 3,300  | 3,300    |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △1,059           | △1,059         |        | △1,059   |
| 当期変動額合計             | △1,059           | △1,059         | △2,914 | 416,041  |
| 当期末残高               | 1,058            | 1,058          | 1,122  | 455,226  |

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

株式会社SDSホールディングス  
取締役会 御中

アルファ監査法人  
東京都千代田区  
指定社員  
業務執行社員 公認会計士 奥津泰彦  
指定社員  
業務執行社員 公認会計士 松本達之

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 SDS ホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 SDS ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度以前から継続して営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、損失が継続することで資金繰りに懸念が生じる可能性があることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 強調事項

重要な後発事象（取得による企業結合）に記載されているとおり、会社は、2022年3月31日開催の取締役会において、株式会社イエローキャピタルオーケストラの株式を取得し子会社化することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結し、2022年4月7日付で株式を取得した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

株式会社SDSホールディングス  
取締役会 御中

アルファ監査法人  
東京都千代田区  
指定社員  
業務執行社員 公認会計士 奥津泰彦  
指定社員  
業務執行社員 公認会計士 松本達之

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社SDSホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前事業年度以前から継続して営業損失、経常損失及び当期純損失を計上しており、損失が継続することで資金繰りに懸念が生じる可能性があることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 強調事項

重要な後発事象（取得による企業結合）に記載されているとおり、会社は、2022年3月31日開催の取締役会において、株式会社イエローキャピタルオーケストラの株式を取得し子会社化することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結し、2022年4月7日付で株式を取得了。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第37期事業年度における取締役の職務の執行に関して監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、ホールディングス及び子会社における業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明求めました。

以上 の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 アルファ監査法人の監査の方法及びその結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 アルファ監査法人の監査の方法及びその結果は相当であると認めます。

2022年5月19日

|                 |                            |
|-----------------|----------------------------|
| 株式会社SDSホールディングス | 監査等委員会                     |
| 監査等委員 原 口 稔     | <input type="checkbox"/> 印 |
| 監査等委員 山 田 勝 重   | <input type="checkbox"/> 印 |
| 監査等委員 佐 塚 卓     | <input type="checkbox"/> 印 |

\*監査等委員山田勝重、原口稔及び佐塚卓は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会 場： 東京都港区芝公園 2丁目5番20号  
メルパルク東京 3階 薔薇  
電話 03 (3433) 7211



(交通)

●JR・モノレール

浜松町駅(北口)より徒歩10分

●都営地下鉄三田線

芝公園駅より徒歩5分

●都営地下鉄浅草線・大江戸線

大門駅より徒歩7分

UD  
FONT